

## 日本赤十字九州国際看護大学紀要編集規程

### (目的)

第1条 この規程は、日本赤十字九州国際看護大学（以下「本学」という。）における教員等の研究成果を広く学内外に発信することを目的として、「日本赤十字九州国際看護大学紀要」（以下「紀要」とする）を刊行するにあたり、必要な事項を定める。

### (編集)

第2条 紀要の編集は、研究促進委員会委員長が委員より任命する紀要編集部が行う。

### (発行)

第3条 紀要の発行は、原則として年1回とする。

### (投稿資格)

第4条 紀要への投稿資格者は次のとおりとする。

- (1) 本学の専任教員、非常勤教員
- (2) 本学大学院生、大学卒業生、大学院卒業生
- (3) その他研究促進委員会において承認した者

### (掲載内容)

第5条 紀要に掲載する内容は次のとおりとする。（未発表のものに限る）

- (1) 論文（原著、論壇、総説）
- (2) 報告（報告、研究ノート）
- (3) その他（資料、その他）

### (倫理的配慮)

第6条 人および動物が対象である研究においては、倫理的に配慮され、その旨が本文中に明記されるものとする。

### (執筆要領)

第7条 投稿は、執筆要領によるものとし別に定める。

### (著者校正)

第8条 投稿者による校正は2校までとし、校正に際して大幅な追加、修正は原則として認めない。

(原稿の採否)

第9条 投稿原稿の採否は、複数の査読者の審議を経て研究促進委員会紀要編集部が決定する。

(査読)

第10条 紀要編集部は、投稿原稿内容に応じて学内の教員または学外の適任者の中から査読者を選定し、依頼する。

2 依頼された査読者は、紀要編集部から指定された日時までに依頼された原稿を査読し、その結果を研究促進委員会紀要編集部に報告しなければならない。

(著作権)

第11条 著作権は本学に帰属する。電子化についても、著者はその著作権が本学に帰属することを了承するものとする。

(雑則)

第12条 この規程の改正が必要な場合は、経営会議の議を経て、教授会及び研究科委員会に報告し、学長が行う。

附則

この規程は、平成26年6月12日から施行し、平成26年4月1日から適用する。